

電力・ガス取引監視等委員会 第1回 電気の経過措置料金に関する専門会合 議事概要

1. 日 時:平成30年9月26日(水) 10:00~12:00

2. 場 所:経済産業省別館1階103・105会議室

3. 出席者:

(委員等)泉水座長、圓尾委員、大石委員、草薙委員、河野委員、武田委員、松村委員、丸山委員、大内オブザーバー、大川オブザーバー、太田オブザーバー、斎藤オブザーバー、佐藤オブザーバー、下村オブザーバー、長オブザーバー、塚田オブザーバー、狭間オブザーバー

(事務局)岸事務局長、都築総務課長、鎌田取引監視課長、木尾取引制度企画室長

4. 主な質疑

(1)電気の経過措置料金に関する検討事項(資料3及び3-1)、競争的な電力・ガス市場研究会 中間論点整理(概要)の報告(資料4)、及び消費者団体からのヒアリング(資料5及び6)について

- 消費者委員からの説明資料において、国民に対する経過措置料金規制解除の賛否を求めるアンケートの実施をするように意見があつたが、その際には、電気事業法の改正による競争原理に関する原則的な民意が反映されることが必要である。同法は、経過措置料金規制を外すことが原則とされている。このことを一般消費者に理解いただいた上で実施しないと、ミスリーディングになりかねない。
- 都市ガスの小売全面自由化の評価については、失敗だとは考えていない。競争が機能せず料金の不当な値上げが多発するといった状況が起きているわけではない。競争が起こりにくいと考えられているような地域においては、事業者は特別な事後監視の対象となっており、不当な値上げができる状況はない。
- 電気料金の燃料費調整制度を基準指標とすることは、短期的には可能でも、中長期的には自由化の趣旨に整合しないものと考える。製造業では原材料費の高騰があつてもある程度は事業者にて吸収する形で対応しているものであり、電力事業においても一般的な製造業と同様の考え方で対応していくべき。燃料費調整制度はある意味で企業のリスクを個人に転嫁するものであり、金科玉条とすべきものではない。
- 弱者保護の救済制度についてはしっかり設けることが必要であるが、それは別の観点(福祉政策)から検討するといったこともあり得るのではないか。その場合、必ずしもこの専門会合の場で検討する必要はないのではないか。

- 三段階料金については、大きな太陽光発電設備を保有していることにより電気使用量が少なくなっている家庭も第一段階に含まれること等の疑問があり、この制度をそのまま維持することは適切ではないのではないか。
- 経過措置の解除にあたっては、判断のための客観的で明確な指標が必要ではないか。資料3－1 19ページの新電力シェア(スイッチング率)は客観的な指標ではあるが、この11.3%という数値は、十分に高い数値であるのか。何か目標とされる明確な基準はあるのか。
- 消費者がスイッチングをするのかどうかという点と事業者がしっかり競争するのかどうかは違う次元の問題かと思う。
- 競争研の報告書では長期契約や抱き合わせ等が触れられているが、この実務運用に関係して中途解約時の違約金などの商慣行が横行してしまうと、消費者法など民事法の観点からの有効無効の判断基準は別途あるが、それに加えて競争上の観点からも望ましくないと考えられる。このような状況につき一定の対応を考えるべきかといった点も検討の射程に入れてはどうか。
- 経過措置指定の解除について、法律上、一度解除したら再指定が出来ないという立て付けなのであれば、見切り発車ではいけないという消費者委員の意見には賛成。
- 資料4の競争研究会の報告に記載のとおり、解除基準について、低圧部門の市場構造の中でB(有力で独立した事業者が複数存在すること)とC(当該地域において競争者が利用可能な十分な供給余力の存在)がセットになっていることが重要。Bについて競争者が5%のシェアを取っていればそれで十分というわけではなく、その競争力を担保するためにCの供給余力の存在も重要であり、卸市場の状況を合わせて判断することが大事なポイントとなる。
- 寡占的協調の状況も重要であり、旧一般電気事業者同士がどれだけ本気で競争しているのか、厳しく判断する必要がある。
- 三段階料金について、当初は生活保護世帯や省エネ等の観点も含めて設計されたものと思うが、現在、単身者世帯の増加等を考えると省エネとは逆の方向に作用しているのではないか。
- 消費者委員指摘の電力事業における歴史的・構造的な課題については、我々も検証し議論していくなければならないが、旧一般電気事業者どうしが本気で競争するなら問題にならない可能性もあり、推移を見守る必要がある。
- 消費者委員による燃料費調整制度についての指摘は、現在の燃料費調整制度を続けるべきとの趣旨ではなく、事業者間でバラバラになった場合に消費者にとって比較が難しくなるという点を懸念したものであると理解した。

- 三段階料金をなくすことについては、様々な点に関連する大きな問題である。三段階料金を無くして従量料金に統一することが目的ではなく(仮にそのようにした場合、従量料金が三段目の料金の水準で設定されると電気料金が上がることになりかねない)、従量料金や基本料金のバランスを考えることが重要であり、託送料金の体系も含め大きな問題と認識することが必要。特に太陽光が大量に発生して出力抑制が掛かるような状況であっても、現状では託送の従量料金やFIT賦課金によりそれよりも下げられず、省エネにならないような状況があると認識している。
- 別の委員より指摘のあった客観的な評価指標という点に関しては、市場シェアの数値は重要な指標であるが、それだけで判断できるものではなく、総合的な判断が必要となる。一般電気事業者の市場シェアが50%を超える支配的事業者と言える状況にあるとしても、それにより未来永劫解除ができないというわけではなく、競争圧力が相当に働くといった特別な事情があれば、それを踏まえて解除が可能か検討するという総合的判断により決まっていくものである。(他方で、特別な事情により競争への懸念が強まるならば、追加の措置が必要との議論にもなる。)
- 経過措置料金の解除基準については、競争研での議論を踏まえて、本会合でも議論を行っていくべき。競争の持続的な確保が必要。解除基準のうち、競争の持続性の確保については、当該地域における利用可能な発電能力の減少の有無等も含まれており、かなり中長期的な視点で卸市場を見ていく必要があるのではないか。
- 経過措置解除基準については、単なるチェックリストとして使うのではなく、こういった観点を通じて競争が起こっているのかをしっかり検討していく必要がある。ここでしつかり審査をしないと、制度設計の趣旨に反してしまい、事後監視に影響が出る可能性があるため、解除については厳しく見ていく必要があると考えている。
- 現在、新電力は厳しい競争にさらされている。本日は、家庭用低圧の議論であるが、高圧においては、小売事業者の経営努力の範囲を超えるような低価格で契約されているケースもある。電源アクセスにおけるイコールフッティングは自由化に必須であり、この電源アクセスの不公平感が解消できないと、新電力としては競争にならない。
- 新電力の立場として、競争の持続性について問題意識を持っている。新規参入の立場から言えば、原子力・火力・水力などの保有状況によって競争力が大幅に変わることを実感しており、こういった大型電源へのアクセスの公平性が担保されない限り、新電力は撤退など厳しい環境に置かれてしまうといった構造的な問題が発生してしまう。こうした電源アクセスの公平性の観点で引き続き議論していただきたい。

- 消費者委員からは値上げの懸念がされる一方、新電力のオブザーバーからは過当な値下げの懸念が示された。短期と中長期で考え方は異なり、整理が必要だろう。
- スイッチング率の基準に係る質問に対して(11.3%が高いのか低いのか)、必ずしもいくらであればよいと数値的な基準はないものと思う。市場シェアは重要な考慮要素ではあるが、それのみで決まるものではなく、総合的な判断が必要になる。電気事業の場合、市場シェア50%を超えている事業者がいるものの、それで直ちに解除できないとなるのではなく、取引所での自由な調達ができるか等の点や、差別化が難しいという材の特質を踏まえて寡占的協調の状況なども検討しなくてはならない。
- ご指摘のあった託送料金とのバランスや中長期的な判断についても、この場で議論できるか否かも含めて今後検討したい。
- 旧一般電気事業者の小売として、消費者に対し様々なサービスを提供し、電気以外のサービスを組み合わせるなど多様な選択肢を整えている。個々の解除基準だけではなく、総合的な基準で各エリアを解除する判断をしていきたい。
- 三段階料金はナショナルミニマムの観点や省エネの意識など、その時々の時代の要請に資するものとして導入されたもの。
- 現状、自由化の状況下にあつた、例えば消費者の節電に応じてお得になるメニューなど、事業者の側で省エネに資するメニュー等も考案し提供している。単に料金を行政から規制するという考え方ではなく、事業者の自由な発想による創意工夫も汲み取っていただきたい。

(2)本専門会合における今後の検討の進め方(案)(資料7)について

- 特に質問・意見はなく、事務局案の方向で進めることにつき了承。